

子どもシティー「城下」安全対策マニュアル

I. 安全管理に対する基本方針

- ①子どもの安全を考慮し、子供たちの発達段階をふまえた保育に努める
- ②指導員の配置については、配置基準を遵守し安全に努める
- ③安全管理に対して指導員間で共通認識を持ち、常に配慮できるようにする
- ④病気・けが等への適切な処置ができるようにする
- ⑤敷地・施設内の安全な環境整備を心がける

II. 日常の安全管理

①登所・下所について:安全に対する配慮事項 子ども(保護者)への指導

- 学校と密な連携をはかる
- 4月は、1年生を中心に登所指導をかねて危険個所のチェックを行う
- 保護者と子どもで、学校から子どもシティー「城下」、子どもシティー「城下」から自宅までの道を確認しておいてもらう
- 危ない場所を知らせたり、交通安全指導を行う
- 帰宅は、指導員の送迎・保護者のお迎えを原則とする

②出欠確認について:安全に対する配慮事項 子ども(保護者)への指導

- 出欠チェックを必ず行う
 - ・保護者からの休みの連絡がなく登所しない場合
 - ☆保護者へ連絡(自宅・職場)
 - ☆居場所確認の徹底をはかる
- 保護者に対して欠席の連絡の徹底をお願いする

③施設内・敷地内:安全に対する配慮事項 子ども(保護者)への指導

- 利用前に施設内の安全点検を実施する
 - ・問題がある場合は速やかに管理者へ報告する。
- 指導員は、原則的に子ども全員の把握できる場所に位置する
 - ・複数の場合は、その役割や子どもへの目の配り方等を話し合っておく

【おもちゃ等で遊ぶ場合】

○危険な使い方をしていないか、危険な状況でないか確認する

- ・子どもが密集していないか
- ・窓ガラスの近くでないか
- ・一緒に遊んでいる子どもの間隔は適当か

【カッター・はさみ等工作する場合】

○発達段階に合わせた貸し出しをする

○危険な使い方をしていないか、危険な状況でないか確認する

- ・道具の持ち方はどうか
- ・置き方等危険ではないか

○遊び道具の使用のルールや注意事項について指導しておく

- ・危険な使い方をしない
- ・周りに注意する
- ・一緒に遊ぶ友だちとの間隔等

○道具の使用についてのルールや注意事項について指導しておく

- ・使用の仕方
- ・借りる時返す時のやり方(指導員から直接借りて直接返す)
- ・道具の置き方

④施設敷地外:安全に対する配慮事項 子ども(保護者)への指導

○子どもの人数に応じた指導員配置をする

○指導員は、原則的に子ども全員が把握できる場所に位置し、

複数での引率の場合は連絡を密にする

- ・子どもと一緒に遊びに入る場合は、他の指導員との連携を必ずとる

○行き返りの交通安全のルールについて指導しておく

○固定遊具等の正しい使い方や遊びのルールについて指導しておく

- ・使用の仕方
- ・やってはいけないこと

○遊び場所の危険個所を子どもと共に確認する

○携帯電話、救急用品を携帯する

○指導員・子どもが当初の場所から移動する際には、必ず他の指導員に連絡する

⑤所外保育:安全に対する配慮事項 子ども(保護者)への指導

○事前計画を綿密に立案する

・下見での危険箇所チェック

・通行場所や集合場所

・トイレ

○携帯電話・緊急連絡簿・救急用品等を必ず携帯する

○行先に合わせて指導員を配置する

○子どもに確認させ、見通しを持って行動できるようにする

・公共交通機関の利用の仕方

・道を歩く時の注意等

Ⅲ. 事故発生時の対応

連絡は、指導員が手分けして迅速・正確に連絡する

①指導員から保護者への連絡

①-A 軽傷の場合、当日中に保護者(自宅)へ電話で報告

①-B 病院にかかる場合、保護者へ直ちに連絡

・かかりつけの病院確認(重要事項説明書、モニタリング)

・お迎えの場所・時間の確認(学童/病院/自宅)

①-C 救急の場合、至急保護者へ連絡

※保護者に連絡が取れない場合は、専任指導員の判断で適宜対応

(基本的には、連絡が取れるまで連絡し続けます)

②保護者は、連絡を受けた後、引き取り場所へ

③指導員は、けが・事故の発生及び状況を、県及び市町村へ連絡を行うとともに必要な処置を講じ記録する。必

要に応じて保険会社へ連絡する